

## 市民と行政との協働の領域・形態

### 1 協働の領域

市民と市の協働には、それぞれの関わりの度合いにより、5つの領域が考えられます。このうち市民と市が協働する領域は、市民主導、協力、行政主導の三つの領域です。また、市民と市との協働で事業を行う際は、それぞれの領域に応じて協働の形態を選択します。

協働の領域				
市民主体	市民主導	協力	行政主導	行政主体
市民が責任をもって独自に活動する領域	市民が主導し、市が協力・支援して活動する領域	市民と市がお互いの特性を活かし、協力しながら活動する領域	市が主導し、市民が協力して活動する領域	市が責任をもって独自に活動する領域
協働の形態	事業協力 (市民主催) 補助・助成 後援 実行委員会 事業協力 情報共有	共催 実行委員会 事業協力 情報共有	委託 指定管理 事業協力 (行政主催) 実行委員会 事業協力 情報共有	
事業(例)	・地区公民館事業 ・姉妹都市交流 ・集落活動センター ・地域活性化総合補助金	・ものづくり会議 ・芸術祭 ・コミュニティ・スクールの推進	・泰山公園子ども の広場等管理 ・集会所指定管理 ・総合防災訓練 ・広報発行	

## 2 協働の形態

本市における協働の形態は以下のとおりです。協働で事業を行う際は、もっとも効果的だと考えられる形態を選択することが重要です。

形 態	内 容	効 果
補助・助成	市民が行う公益性の高い事業に対して、市が補助金や助成金を交付し、財政的な支援を行う形態です。	市民活動が充実するとともに、市民活動の自主性・自立性が尊重されます。
後援	市民が主催者として実施する事業に対して、市がその趣旨に賛同し、名義の使用許可を行う形態です。	事業に対する理解や関心、社会的信頼度を増すことができます。
共催・実行委員会	共催は、市民と市がともに主催者となって一つの事業を行う形態です。実行委員会は、市民と市で構成される実行委員会が主催者となって、事業を行う形態です。	事業の企画段階から話し合いを重ね、お互いの役割・責任分担を明確にして事業を実施することができます。
委託・指定管理	委託は、市が責任を持って担うべき事業をより効果的に実施するため、優れた特性を持つ市民に契約によって委ねる形態です。 指定管理は、市の所有する公共施設をより効果的に管理・運営するため、優れた特性を持つ市民に施設の管理・運営を委ねる形態です。	市にはない専門性や創造性が期待でき、きめ細かなサービスの提供が可能となります。
事業協力	市民と市が互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係のもとで、協力して事業を行う形態です。	双方の特性が発揮でき、話し合いの機会が増えることでパートナーとの信頼関係が構築できます。
情報共有	市民と市がそれぞれの持つ情報を提供し合い、情報の共有化を図る形態です。	行政情報や地域の課題、市民の考えなどを的確に把握することができます。